＜様式 1＞

平成24年5月31日

国土交通大臣　　殿

地域型住宅ブランド化事業　適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実に相違ありません。

地域型住宅の名称：　鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）
（*S*kelton　*I*nfill　*T*ottori　*E*co-house）

グループの名称：　鳥取エコハウス推進協議会

（グループ代表者）

代表者名：　会長　森本　博美　印

代表者所属先：　社団法人鳥取県建築士会会長

代表者住所：　〒680-0912 鳥取市商栄町195番地　大和(だいわ)ホール

電話番号：　0857-21-7280

（グループ事務局）

事務局事業者名：　社団法人鳥取県建築士会

事務局担当者名：　会長　森本　博美　印

事務局住所：　〒680-0912 鳥取市商栄町195番地　大和(だいわ)ホール

事務局電話番号：　0857-21-7280

事務局FAX：　0857-37-2024

事務局担当者E-mail：　morimoto@aba-tori.or.jp

＜地域型住宅の生産体制＞　　＜様式 2-1-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域）鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月）平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）鳥取県産規格材	（産地）鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等）鳥取県産材産地証明制度
4. グループ代表者名（必須）	森本　博美	5. グループ代表者の所属先（必須）	社団法人鳥取県建築士会会長
6. グループ事務局事業者名（必須）	社団法人鳥取県建築士会	7. グループ事務局事業者所在地（必須）	鳥取市商栄町195番地　大和(だいわ)ホール
8. グループ事務局事業者TEL（必須）	0857-21-7280	9. グループ事務局事業者FAX（必須）	0857-37-2024
10. グループ事務局担当者名（必須）	森本　博美	11. グループ事務局担当者E-mail（必須）	morimoto@aba-tori.or.jp

12. グループ構成員（必須）

	事業者名	代表者名	所在地		平成23年（1月～12月）実績			
Ⅰ. 原木供給			構成員数：1		地域材（丸太）供給量（㎥）			
Ⅰ－1	智頭町森林組合	寺坂　安雄	八頭郡智頭町大字智頭 2682-2		3,500 ㎥			
Ⅰ－2	0	0	0		0 ㎥			
Ⅱ. 製材・集成材製造・合板製造			構成員数：3		生産量		うち該当地域材	
Ⅱ－1	若桜木材協同組合	長尾　範通	八頭郡若桜町大字若桜 1344-1		8,800 ㎥		3400 ㎥	
Ⅱ－2	智頭町森林組合	寺坂　安雄	八頭郡智頭町大字智頭 2682-2		2,300 ㎥		1900 ㎥	
Ⅱ－3	有限会社上紙材木店	上紙　進	八頭郡用瀬町別府430-4		2,070 ㎥		1553 ㎥	
Ⅱ－4	0	0	0		0 ㎥		0 ㎥	
Ⅲ. 建材（木材）流通			構成員数：4		木材供給量		うち該当地域材	
Ⅲ－1	若桜木材協同組合	長尾　範通	八頭郡若桜町大字若桜 1344-1		8,800 ㎥		3,400 ㎥	
Ⅲ－2	有限会社上紙材木店	上紙　進	八頭郡用瀬町別府大 430-4		1,500 ㎥		1,125 ㎥	
Ⅳ. プレカット			構成員数：2		プレカット戸数		うち長期優良住宅	
Ⅳ－1	高野産業有限会社	高野　誠司	米子市祇園町2丁目195番地		20 戸		0 戸	
Ⅳ－2	（株）三和木材市場	三島　正明	鳥取市行徳ろ102番地		156 戸		0 戸	
Ⅴ. 設計			構成員数：3		木造住宅設計戸数		うち長期優良住宅	
Ⅴ－1	有限会社 シェド建築設計室	澤　年彦	鳥取市本町1-201 あんどうbldg2F		6 戸		0 戸	
Ⅴ－2	（株）桜や建築設計工房	来田　信浩	鳥取市雲山172-40		3 戸		0 戸	
Ⅴ－3	田中工業（株）	聲高　昌可	鳥取市秋里1247		5 戸		0 戸	
Ⅵ. 施工	（元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする）		構成員数：13	被災地※	元請の新築住宅供給戸数 平成23年実績	元請の新築住宅供給戸数 直近3年平均	うち木造の長期優良住宅 平成23年実績	うち木造の長期優良住宅 直近3年平均
Ⅵ－1	寿ホームズ(株)	杉島　篤美	倉吉市駄経寺町2丁目61-3	0	23 戸	25 戸	2 戸	2 戸
Ⅵ－2	（有）砂原建築企画	砂原　英二	米子市古豊千58-13	0	15 戸	16 戸	4 戸	3 戸
Ⅵ－3	（株）建販	山内　智晃	鳥取市叶428番地2	0	7 戸	7 戸	4 戸	4 戸
Ⅵ－4	（株）タニシ	安田　訂二	米子市大篠津町688-10	0	7 戸	9 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－5	田中工業（株）	聲高　昌可	鳥取市秋里1247	0	6 戸	8 戸	0 戸	1 戸
Ⅵ－6	（株）ながお	長尾　裕昭	鳥取市鹿野町鹿野2338-12	0	6 戸	5 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－7	（有）安積	安達　充	米子市錦町3丁目92-10	0	4 戸	4 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－8	（有）音田工務店	音田　猛	米子市米原8丁目10-39	0	2 戸	2 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－9	いなばハウジング㈱	山田　雅文	鳥取市青谷町養郷211	0	2 戸	2 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－10	（株）桜や建築設計工房	来田　信浩	鳥取市雲山172-40	0	2 戸	3 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－11	（有）日海工務店	長谷尾　岳志	米子市諏訪319-1	0	2 戸	2 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－12	平和建設（有）	田中　和徳	鳥取市行徳3丁目201	0	1 戸	1 戸	0 戸	1 戸
0			構成員数：3		0		0	
Ⅶ－1	鳥取県 住宅政策課	課長　宮脇　儀裕	鳥取市東町1丁目220		―		―	
0			構成員数：3		0		0	
Ⅷ－1	社)鳥取県建築士事務所協会	会長　山下　卓治	鳥取市西町2丁目102番地西町フロインドビル		―		―	

注1）＜様式2-1-2＞は＜様式2-1-1＞とリンクが組まれています。グループ構成員は＜2-1-2＞に記入してください。

注2）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上）による体制としてください。

注3）Ⅵ. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

注4）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、平成23年（1月～12月）実績の大きい事業者から順に記載してください。

注5）Ⅰ～Ⅵ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅶ以降に記載してください。

注6）国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式２－２において説明してください。

注7）※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所（本店）が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、〇を付けて下さい。
参照：内閣府HP（http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html）

＜グループ構成員記入用リスト＞

注1 ＜様式 2-1-2＞

注2						注3			注4					
県番号	31				事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	平成23年(1月～12月)実績				
Ⅰ. 原木供給								構成員数: 1		地域材(丸太)供給量(㎥)				
31		Ⅰ	－	1	智頭町森林組合	寺坂　安雄	689-1402	八頭郡智頭町大字智頭 2682-2	0858750104	3,500	㎥			
		Ⅰ	－	2							㎥			
		Ⅰ	－	3							㎥			
		Ⅰ	－	4							㎥			
Ⅱ. 製材・集成材製造・合板製造								構成員数: 3		生産量		うち該当地域材		
31		Ⅱ	－	1	若桜木材協同組合	長尾　範通	680-0701	八頭郡若桜町大字若桜 1344-1	0858765100	8,800	㎥	3,400	㎥	
31		Ⅱ	－	2	智頭町森林組合	寺坂　安雄	689-1402	八頭郡智頭町大字智頭 2682-2	0858750104	2,300	㎥	1,900	㎥	
31		Ⅱ	－	3	有限会社上紙材木店	上紙　進	689-1211	八頭郡用瀬町別府430-4	0858873732	2,070	㎥	1,553	㎥	
		Ⅱ	－	4							㎥		㎥	
		Ⅱ	－	5							㎥		㎥	
		Ⅱ	－	6							㎥		㎥	
Ⅲ. 建材(木材)流通								構成員数: 4		木材供給量		うち該当地域材		
31		Ⅲ	－	1	若桜木材協同組合	長尾　範通	680-0701	八頭郡若桜町大字若桜 1344-1	0858765100	8,800	㎥	3,400	㎥	
31		Ⅲ	－	2	(株)三和木材市場	三島　正明	680-1121	鳥取市行徳ろ102番地	0857231451	6,200	㎥	1,900	㎥	
31		Ⅲ	－	3	有限会社上紙材木店	上紙　進	689-1211	八頭郡用瀬町別府大 430-4	0858873732	1,500	㎥	1,125	㎥	
31		Ⅲ	－	4	高野産業有限会社	高野　誠司	683-047	米子市祇園町2丁目195番地	0859334761	1,000	㎥	400	㎥	
		Ⅲ	－	5							㎥		㎥	
		Ⅲ	－	6							㎥		㎥	
		Ⅲ	－	7							㎥		㎥	
Ⅳ. プレカット								構成員数: 2		プレカット戸数		うち長期優良住宅		
31		Ⅳ	－	1	高野産業有限会社	高野　誠司	683-047	米子市祇園町2丁目195番地	0859334761	20	戸	0	戸	
31		Ⅳ	－	2	(株)三和木材市場	三島　正明	680-1121	鳥取市行徳ろ102番地	0857231451	156	戸	0	戸	
		Ⅳ	－	3							戸		戸	
		Ⅳ	－	4							戸		戸	
		Ⅳ	－	5							戸		戸	
Ⅴ. 設計								構成員数: 3		木造住宅設計戸数		うち長期優良住宅		
31		Ⅴ	－	1	有限会社 シェド建築設計室	澤　年彦	680-0031	鳥取市本町1-201 あんどうbldg2F	0857260318	6	戸	0	戸	
31		Ⅴ	－	2	(株)桜や建築設計工房	来田　信浩	680-0862	鳥取市雲山172-40	0857303901	3	戸	0	戸	
31		Ⅴ	－	3	田中工業(株)	聲高　昌可	680-0902	鳥取市秋里1247	0857228061	5	戸	0	戸	
		Ⅴ	－	4							戸		戸	
		Ⅴ	－	5							戸		戸	
		Ⅴ	－	6							戸		戸	

Ⅵ. 施工	（元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする）							構成員数: 13		元請の新築住宅供給戸数				うち木造の長期優良住宅				被災地
										平成23年実績		直近3年平均		平成23年実績		直近3年平均		
31		Ⅵ	－	1	寿ホームズ(株)	杉島　篤美	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目61-3	0858220400	23	戸	25	戸	2	戸	2	戸	
31		Ⅵ	－	2	(有)砂原建築企画	砂原　英二	689-3537	米子市古豊千58-13	0859274040	15	戸	16	戸	4	戸	3	戸	
31		Ⅵ	－	3	(株)建販	山内　智晃	680-0874	鳥取市叶428番地2	0857384910	7	戸	7	戸	4	戸	4	戸	
31		Ⅵ	－	4	(株)タニシ	安田　訂二	683-0101	米子市大篠津町688-10	0859285501	7	戸	9	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	5	田中工業(株)	聲高　昌可	680-0902	鳥取市秋里1247	0857228061	6	戸	8	戸	0	戸	1	戸	
31		Ⅵ	－	6	(株)ながお	長尾　裕昭	689-0405	鳥取市鹿野町鹿野2338-12	0857842252	6	戸	5	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	7	(株)ジューケン	石田　正美	680-0905	鳥取市賀露町113-2	0857312377	5	戸	7	戸	1	戸	2	戸	
31		Ⅵ	－	8	(有)安積	安達　　充	683-0811	米子市錦町3丁目92-10	0859320605	4	戸	4	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	9	(有)音田工務店	音田　　猛	683-0804	米子市米原8丁目10-39	0859347743	2	戸	2	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	10	いなばハウジング㈱	山田　雅文	689-0512	鳥取市青谷町養郷211	0857850313	2	戸	2	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	11	(株)桜や建築設計工房	来田　信浩	680-0862	鳥取市雲山172-40	0857303901	2	戸	3	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	12	(有)日海工務店	長谷尾　岳志	683-0013	米子市諏訪319-1	0859260746	2	戸	2	戸	0	戸	0	戸	
31		Ⅵ	－	13	平和建設(有)	田中　和徳	680-0824	鳥取市行徳3丁目201	0857224685	1	戸	1	戸	0	戸	1	戸	
		Ⅵ	－	14							戸		戸		戸		戸	
		Ⅵ	－	15							戸		戸		戸		戸	
		Ⅵ	－	16							戸		戸		戸		戸	
		Ⅵ	－	17							戸		戸		戸		戸	
Ⅶ.								構成員数: 3										
31		Ⅶ	－	1	鳥取県 住宅政策課	課長　宮脇　儀裕	680-8570	鳥取市東町1丁目220	0857267397	―				―				
31		Ⅶ	－	2	鳥取県 森林・林業総室	総室長　清水 秀満	680-8570	鳥取市東町1丁目220	0857267296	―				―				
31		Ⅶ	－	3	鳥取県 農林総合研究所林業試験場	場長　垥田 淳一	680-1203	鳥取市河原町稲常113	0858852511	―				―				
		Ⅶ	－	4														
Ⅷ.								構成員数: 3										
31		Ⅷ	－	1	社)鳥取県建築士事務所協会	会長　山下　卓治	680-0022	鳥取市西町2丁目102番地西町フロインドビル	0858231728	―				―				
31		Ⅷ	－	2	社)鳥取県設備設計事務所協会	会長　守山　康仁	680-0912	鳥取市商栄町195番地	0857393121	―				―				
31		Ⅷ	－	3	鳥取県林業研究グループ連絡協議会	赤堀　完治	689-1453	八頭郡智頭町大字東字塚69	0858780048	―				―				
		Ⅷ	－	4														

注1） ＜様式2-1-2＞は＜様式2-1-1＞とリンクが組まれています。グループ構成員は＜2-1-2＞に記入してください。
注2） 県番号は、次のワークシートを参照してください。
注3） 郵便番号は、半角文字で、ハイフォン付きで入力してください。(例:000-0000)
注4） 電話番号は、半角文字でハイフォンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)
注5） 業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。
注6） Ⅵ. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
注7） 業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、平成23年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
注8） Ⅰ～Ⅵ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅶ以降に記載してください。
注9） 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式２－２において説明してください。
注10） ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、〇を付けて下さい。
参照:内閣府HP(http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html)
注11） 施工が少ない場合は、P-2～P-5を削除してください。
注12） 行が不足する場合は、行末に追加して下さい。

＜地域型住宅の生産体制に関する補足説明＞　　＜様式 2-2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域） 鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月） 平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 鳥取県産規格材	（産地） 鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等） 鳥取県産材産地証明制度
4. 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等のフロー図等（必須）			

構成員の連携体制

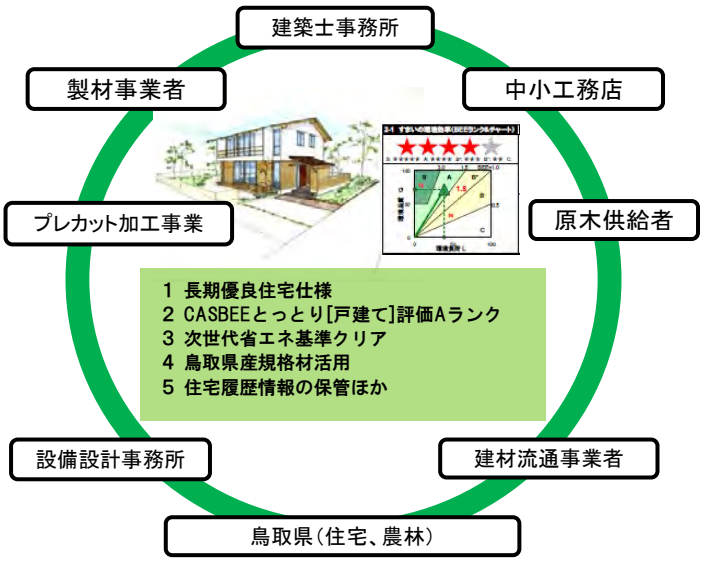

環境にやさしい住まいづくりの推進、住宅関連産業の振興及び県産材の需要拡大を目的として、本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅（鳥取エコハウス）を開発し、消費者に分かりやすく提示し、工務店、建築設計事務所の受注拡大、県産材の需要拡大につながる仕組みを構築。

鳥取エコハウス推進協議会に設置する部会で定期的に研修会等を開催し、地域型規格型住宅づくりに向けた技術力の向上及び知識の共有等を図る。

- インターネットによる情報発信で、建築士、工務店がルールに沿った独自の規格型住宅を開発し、それをインターネット上で発信して住まい手とつくり手を結ぶ（http://www.tottori-site.co.jp/）
- 県産材活用木造仮設住宅開発（県受託事業）
- 勉強会（机上、現場）
- 研修会（外部及び内部講師）
- 各部会活動（規格住宅開発部会、県産木材規格化部会、認証・表示・普及部会）

地域材供給の流れ

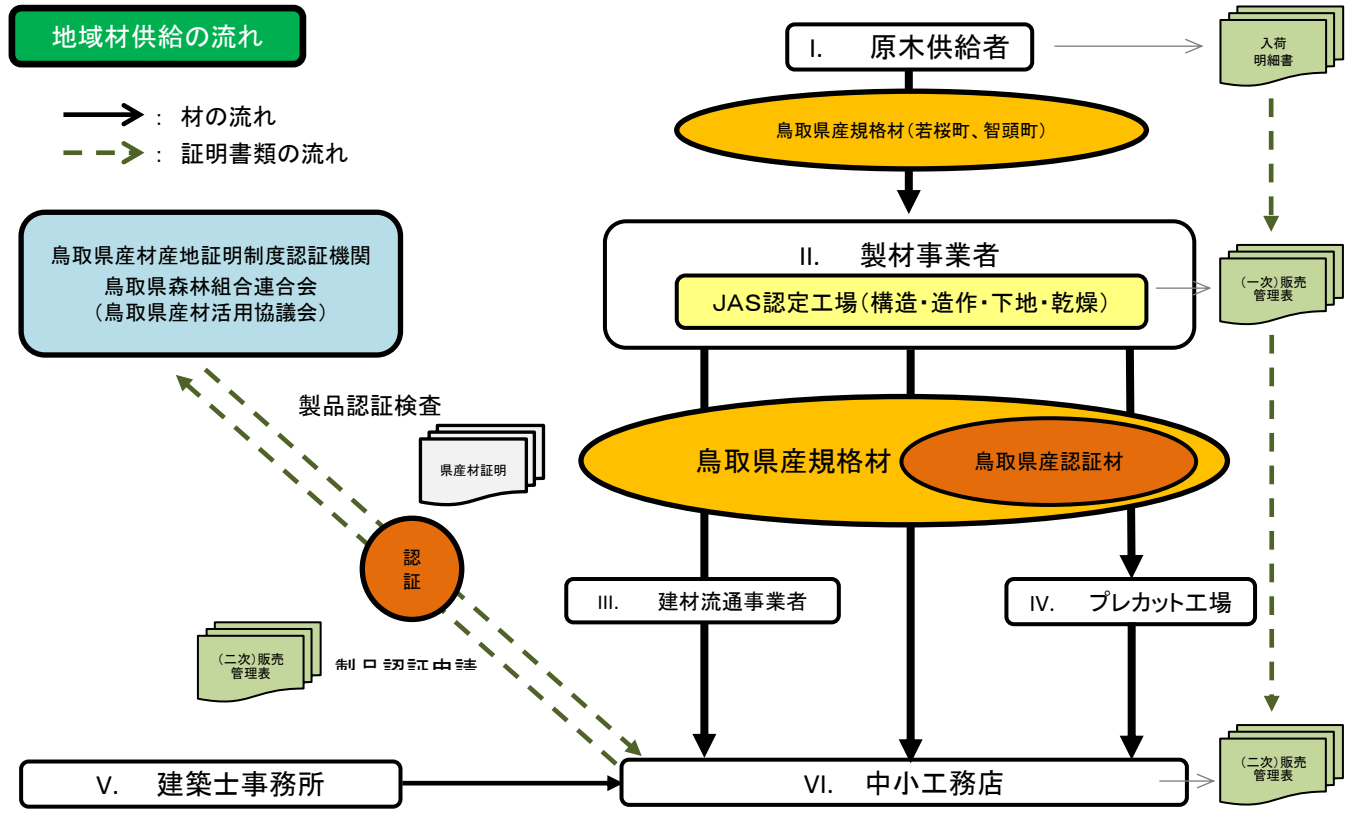

注1）構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いてわかりやすく説明してください。
注2）原則として、1枚に収めてください。

＜地域型住宅の生産体制に関する補足説明＞　　＜様式 2-3＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域） 鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月） 平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 鳥取県産規格材	（産地） 鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等） 鳥取県産材産地証明制度

4. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方（必須）

【地域材選定理由】 地域材は鳥取県産材産地証明制度による認証を受けた智頭杉、若桜杉の規格材（鳥取県産規格材）とする。

1 鳥取県産産地証明制度は、県産材が森林から原木市場、製材所、工務店を経てユーザーに供給されるまでの県産材の流通履歴を明らかにし、関係者全てが証明行為を行った上で第三者機関がチェックを行う制度で、証明書の信頼性が高い制度であること。

2 江戸時代からの歴史を持つ林業地である智頭町、若桜町は全国的にも有数の杉の産地として知られており、伝統的な林業に支えられた優良な材が産出されていること。

3 住宅に使用する木材の仕様を定め、規格寸法をできる限り簡素化することで木材の品質向上とストック、流通を容易にすることを目的に生産される鳥取県産規格材を使用することで、住宅の品質向上、木材調達の期間短縮、コストダウンを図る。

【鳥取県産規格材の特徴】

○とっとりの大径木を生かす規格材です。

鳥取県の林業が伝統的に生産してきた大径木を有効に利用し、原則、梁・桁材は60～80年生の原木を使用した芯去り材とします。

芯去り材（割角）の特徴：

①節が少なく化粧材が取りやすい。
②天然乾燥させても割れが少ない。
③芯を外すため、大径木が必要である。
※（芯持材を妨げるものではない）

○現しの住まいづくりに適した規格材です。

天然乾燥と中温乾燥を組み合わせることで、木の持つ色、艶、香りを保ちながら、所定の含水率まで乾燥させます。平成24年度については高温乾燥とする。

○建て方のルールを持つ規格材です。

1．5～2間ごとに通し柱を入れた田の字型の主屋に下屋を組合せた単純な構造体（骨組み）とするというルールを持つことで、部材の種類を簡素化し、製材、設計、施工をシンプルにします。

5. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠（該当する場合のみ記載）

該当なし

注1）各項目について分かりやすく記載して下さい。
注2）記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

＜地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール＞　　＜様式 3-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（対象地域） 鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月） 平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 鳥取県産規格材	（産地） 鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等） 鳥取県産材産地証明制度

4. 地域型住宅の特徴・具体像	
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴（必須）	○気候は比較的で温暖で，春から秋は好天が多いが，冬には降雨、降雪が多くなるなど，四季の移り変わりは鮮やかである。台風などの自然災害は少なく、気候条件には恵まれている。 ○県内には県土面積の3／4にあたる26万haの森林があり、智頭町、若桜町は江戸時代から林業経営の歴史を持っている。特に智頭町では農林水産業に関連する文化的景観の重要地域に選定されたダドコ美林を始め多くの杉の美林を見ることができる。 ○県内には城下町、宿場町、土蔵、商家の街並みなど歴史ある特徴的な街並みが多く残されており、都市部郊外、郡部にはまとまりのある集落の家並が周辺の緑に映えて美しい。県内の伝統的な民家は切妻の瓦屋根に壁に漆喰塗り、羽目板張りの民家が多く、卓越した大工技術によって堅牢に建てられている。（西部地震でも伝統的な民家の倒壊が少なく大工技術の高さが証明されている）
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状（必須）	○智頭町、若桜町では、古くから大径木施業が盛んであり、慶長年間に植林された慶長スギをはじめとする銘木が多く産出される地域である。このたび施工する地域型住宅では、当該地域から産出される大径木のスギ材を有効活用し、原則、梁・桁材は60～80年生の原木を使用した芯去り材を使用することとしている。 ○智頭町、若桜町には、全国的にも有数の内陸型木材団地があり、地域材を中心に年間約1万㎥の製品を加工し、県内はもとより京阪神や中京等へも出荷している。また、町内には製材JASの認定工場も多く、近年では乾燥JAS認定の取得が進んでいる。
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等（必須）	○構造材は、戦後に植林された8～10齢級（40～50年生）の大径木を有効活用し、梁・桁材にあっては原則、60～80年生の原木を使用します。 ○スケルトン（基本構造躯体）は、県産規格材（大径木）を使用した骨太グリッド架構とし、軒高を低くすることや軒先の出を長くすることにより、自然エネルギーを利用（パッシブ）するデザインとし、地域の気候や町並み等に配慮します。 ○外部・内部仕上は、自然・無垢・土に還る材料、とっとりで作られたモノ、エネルギー消費量の削減に寄与するモノを満たす仕上げを選択します。（例：外壁＞杉板、焼き杉等、内部＞因州和紙、珪藻土等）

5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール（必須）	・① 主要な居室：室内建具は引戸、採光は原則2面採光、庇の出を0.3H、開口部（延べ面積の10%以上）を真南±30度の位置とすること② 居室の開口部は複層ガラス（3＋A6＋3）以上。	環境配慮住宅調書により協議会が確認。
	・柱の小径が12㎝以上、通し柱が13.5㎝以上であること	住宅の木拾い表及び構造図により協議会が確認。
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール（必須）	・JAS認定を受けた会員（製材）が参加することにより、主要構造材（柱、梁、桁、土台）にJAS材を使用。また、ヤング係数は大きな荷重がかかる梁のみ製材業者が計測。	住宅の木拾い表、流通時の販売管理表を添付するとともに鳥取県産材活用協議会（第三者機関）が発行する鳥取県産材産地証明書を添付。
主要構造材（柱・梁・桁・土台）における地域材使用のルール（必須）	・針葉樹構造用製材JAS規格 ・含水率20%以下 ・KDモルダー仕上	同上
主要構造材以外の部材における地域材使用のルール（必須）	（下地材） ・含水率20%以下 ・KDモルダー仕上 （仕上材） ・含水率15%以下 ・KDモルダー仕上	同上
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール（任意）	・標準設計図書及び標準見積書の作成及び施主への提示。	標準設計図書及び標準見積書を添付したことを協議会が書面等により確認。
	・工事価格算出に当たり、木材は県産規格材単価を参考にする。また、直接工事に乗じる諸経費率については過剰としないこととする。	諸経費率は概ね15%以内であることを協議会が確認。
(4) 地域型住宅で用いる資材（地域材を除く）の調達に関する共通ルール（任意）	・特になし	
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール（任意）	・地質に応じた地盤調査の選定し実施。	地盤調査証明書を添付するとともに、その住宅への適用に関する第三者機関が発行する証明書（評価書）を添付
	・別に定める「鳥取エコハウス建築設計仕様書（案）」に規定する施工のルール等に基づき施工する。	
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール（必須）	○各工務店は、維持保全計画の所定の書式に従い、竣工後3ヶ月・1年・3年を経過する時点に定期点検を無償で実施する。	維持管理計画書の写し
	○各工務店は、定期点検の結果、修繕等の内容を住宅履歴保管システム「いえかるて」に登録する。	住宅履歴情報の写し
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール（任意）	○鳥取県のCASBEEとっとり[戸建て]評価Aランク及び重点評価項目に適合する。	CASBEEとっとり[戸建て]に係るメインシート等及び住宅性能評価書の写し（品確法に基づく場合のみ）

注1）箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2）5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。

注3）5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。

注4）「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値（定量的手法）や有無（○×）で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。

注5）行が不足する場合は、適宜追加してください。

＜地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明＞　　＜様式 3-2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域）鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月）平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）鳥取県産規格材	（産地）鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等）鳥取県産材産地証明制度
4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明（必須）			

鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）

県産材をふんだんに使用してつくる鳥取型の環境配慮住宅が鳥取エコハウスで、その性能、仕様、コスト、施工者を住まい手にわかりやすく提示して、鳥取エコハウスを取得しやすい供給の仕組みとしての規格型住宅が[SITE]です。

「SITE」パース

具体像は、次のとおり

第3者機関
社）鳥取県住宅検査センター

検査等

鳥取エコハウス推進協議会

総　会
- 会　長
- 副会長
- 会計監事
- 事務局（建築士会）

幹事会
各部会の部会長により組織し、業務の遂行等に関する事項を検討

- 規格住宅開発部会：鳥取エコハウスの規格化及び供給体制
- 県産木材規格化部会：鳥取エコハウスに使用する県産材の規
- 認証・表示・普及部会：鳥取エコハウスの認証方法及び認証を

住まい手（顧客）　インターネット　作り手（地場工務店）（建築士事務所）

○鳥取エコハウスの3つの基本方針
- ◆ 県産材・とっとりの素材にこだわる
- ◆ エコにこだわる（エコロジー＆エコノミー）
- ◆ 長寿命にこだわる

➢ ルール 1　スケルトン基本仕様(必須)

基本性能：スケルトン（基本構造躯体）は、県産材を使用した骨太グリッド架構、長期優良住宅仕様、CASBEEとっとり[戸建て]評価Aランクを満たすこと。

➢ ルール2　エコ仕様（選択）

基本性能：自然エネルギー利用タイプ、高断熱・空気循環タイプ、太陽熱利用タイプの3つのうち1以上のエコ仕様を満たすこと。

➢ ルール3　外部・内部仕上（選択）

基本性能：自然・無垢・土に還る材料、とっとりで作られたモノ、エネルギー消費量の削減に寄与するモノの3つの基準のいずれかを満たす仕上げを採用すること。

➢ ルール4　維持管理（必須）

基本性能：住宅履歴情報の保管、定期点検の実施、取扱説明書を提供すること。

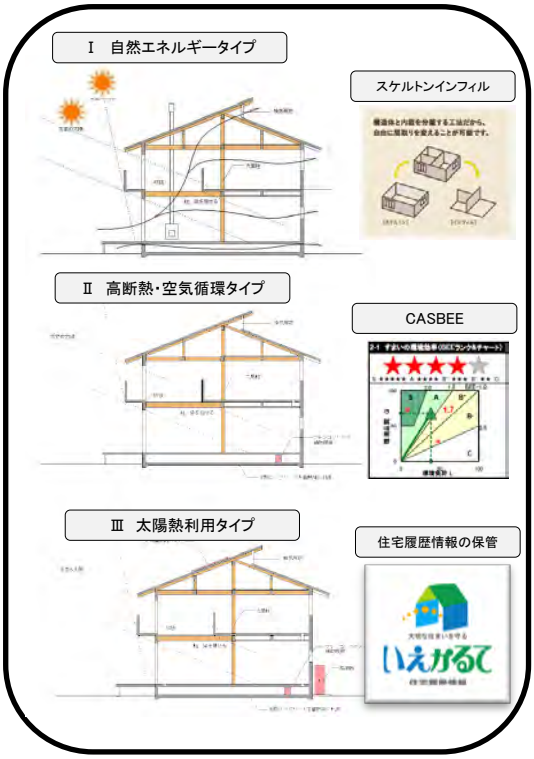

○県産材（部材）の規格ルール
断面寸法の種類を簡素化することにより、部材ストックを可能にし、県産材の安定供給につながるルールを設定

注1）地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。
注2）原則として、1枚に収めてください。

＜地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明＞　　＜様式 3-3＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域） 鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月） 平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 鳥取県産規格材	（産地） 鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等） 鳥取県産材産地証明制度

4. グループ形成のプロセス及び地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス（必須）

●平成21年12月1日　～平成22年10月19日
「鳥取エコハウス研究プロジェクト開始」
○鳥取エコハウス研究会設立
　県、工務店、設計事務所、木材供給業者等により組織し、研究会（全7回）開催し、県産材を有効に活用した鳥取エコハウスの構造、仕様、デザイン等についての協議を行い、鳥取エコハウスの基本ルール（案）を作成。
●平成22年3月12、13日
○鳥取エコハウス研究会先進事例調査視察
　（視察先）　木造ドミノ研究会（東京都東村山市）、株式会社三協建設（埼玉県飯能市）、特定非営利活動法人西川・森の市場（埼玉県飯能市）

●平成23年5月31日　　○鳥取エコハウス推進協議会設立総会
　鳥取エコハウス研究会（H21～22）を母体とし、県（住宅及び農林部局、林業者、製材業者、工務店、設計事務所）の参画を得て協議会を設立し、①鳥取エコハウスを具現化するための基本ルールの設定、②県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルール及び③プロダクト住宅モデルプランを設定するため、幹事会及び3部会を設置。

●平成23年6月14日　○第1回　幹事会　・総会（規約）の報告、各部会長の選任、各部会の参画メンバーの選定
●平成23年6月24日　○第1回　県産木材規格化部会（以下「県産部会」）　・単価設定、規格・品質管理、原木の選定及び規格化の検討
●平成23年6月27日　○第1回　規格住宅開発部会（以下「住宅部会」）　・基本設計、プロダクト化及び実施設計の検討等
●平成23年6月28日　○第1回　認証・表示・普及部会（以下「認証部会」）
　・鳥取型環境配慮住宅（鳥取エコハウス）基準書（以下ルールブック）骨子の作成を検討
●平成23年7月 6日　○鳥取エコハウス推進協議会設立総会先進地視察　・株式会社ヤマヒロ（兵庫県宍粟市）
●平成23年7月11日　○第2回　県産部会　・木材乾燥方法、木材のブランド化及び木材性能（含水率、ヤング係数）の検討
●平成23年7月14日　○第2回　住宅部会　・基本設計（案）スケッチ及び鳥取エコハウスネーミングの検討
●平成23年7月25日　○第3回　県産部会　・木材乾燥方法及び木材の仕様（梁桁（割角材）、大黒、通し柱、管柱）の検討、
　・単価設定の検討
●平成23年7月27日　○第2回　幹事会　　・各部会検討状況と課題、　・県産規格材単価資料（案）作成、　・ルールブック骨子作成
●平成23年7月29日　○第3回　住宅部会　・基本設計（案）、設計仕様及び付帯業務の検討
●平成23年8月11日　○第1回　合同部会　・第2回幹事会の報告、各部会の検討課題、プロダクト住宅（案）
　・鳥取エコハウスプレゼン（コンセプト・イメージ）
●平成23年8月25日　○第4回　住宅部会　・基本設計図面のまとめ方、積算に向けた設計仕様の確認等
●平成23年9月 8日　○第2回　認証部会　・ルールブック（案）を検討（会員資格要件、プロダクト及び認証住宅の定義）
●平成23年9月 8日　○第5回　住宅部会　・実施設計配慮事項確認、ネーミング・コンセプト、地場産業コラボ検討
●平成23年9月 9日　○第4回　県産部会　・山から工務店までの流通経路の検討、　・県産規格材のリーフレット作成の検討
●平成23年9月21日　○第6回　住宅部会　・基本設計工事費の確認、ネーミング・コンセプト
●平成23年9月27日　○第3回　認証部会、第5回　県産木材規格化部会　・ルールブック（案）を検討（設計者、施工者の定義）、
　・県産規格材の注文か納品までの期間、木材ストックの検討
●平成23年10月5日　○第3回　幹事会、第7回　住宅部会　・各部会検討状況と課題、　・県産規格材のリーフレット作成の検討、
　・ルールブック（案）の作成を検討、　・ネーミング・コンセプト
●平成23年10月24日　○第8回　住宅部会、第6回　県産部会　・実施設計工事価格の設定、　・木材の仕入れ及び品質管理の検討
●平成23年11月15日　○第9回　住宅部会、第7回　県産部会　・工事価格（減額）の検討、　・県産規格材販売窓口の検討、
　・来年度事業計画
●平成24年 1月23日　○第10回　住宅部会、第9回　県産部会　・プロダクト住宅（30坪、35坪、40坪）の構造計画、仕様、耐力壁プラン等、
　・県産規格材販売窓口、品質管理方針及び規格材乾燥工程試験の検討
●平成24年 3月 9日　○第2回　合同部会　・ホームページ及びパンフレット公表時期、　・県産規格材販売窓口及び単価の設定、
　・県産スギ材横架材のスパン表（案）及びルールブック（案）
●平成24年 3月27日　○第10回　県産部会　・単価設定（案）の作成、　・含水率、乾燥方法及び流通経路の確定、
●平成24年 4月 9日　○第4回　幹事会　・県産規格材販売窓口の結果報告、　・ルールブック（案）の修正追記、
　・国交省地域型住宅ブランド化事業の概要、　・規約の修正等
●平成24年 5月14日　○第2回　総会　・鳥取エコハウスプロダクト事業説明会開催（関係団体）により新規会員募集。
●平成24年 5月25日　○新規会員説明会開催

5. 環境未来都市等、地域におけるプロジェクトや行政上の計画等に関連する場合、それらにおける本申請内容の具体的な位置づけ等（該当する場合のみ記載）

　鳥取県住生活基本計画（計画期間：平成23年～32年度）の基本目標2において、「環境に配慮した住まいづくりの推進」として鳥取エコハウスの開発・普及を図ることを位置づけ。

注1）各項目について分かりやすく記載して下さい。
注2）記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。
注3）記載内容の詳細が分かる資料があれば、適宜添付してください。

＜地域型住宅の生産体制による具体的取組＞　　＜様式 4-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域）鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月）平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）鳥取県産規格材	（産地）鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等）鳥取県産材産地証明制度

4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組		業種毎の役割分担 I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組（必須）	○協議会会員の知識や技術力向上のための研修会や各部会の随時開催と情報の共有化。					○	◎	○	○
	○受注から維持管理までのルールブック及び鳥取エコハウス建築設計仕様書の適宜補強と、それによる普及啓発活動（事業者向け）。					◎	○		
	○協議会が派遣する検査員による工事検査（基礎配筋完了時、建て方完了時、完成時）を工事検査シートにより実施。					◎	○		
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組（必須）	○ルールブックに規定する鳥取エコハウス点検チェックシートに基づいて、点検結果を施主に報告。	○	○	○	○	○	◎	○	○
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組（必須）	○鳥取エコハウス仕様を満たし、高性能かつ、質の高いデザインを持つ「鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）」を4棟開発。					◎	○		
	○協議会によるホームページの開設。あらかじめ設計図面を登録してデータベース化・インターネットで公開することにより、消費者の希望に応じて、参画する工務店が施工できる体制を構築（施主向け及び事業者向け）。					◎	○		
	○協議会による県内住宅フェア及びパンフレットによる普及啓発活動（施主向け及び事業者向け）。	○	○	○	○	○	◎	○	○
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組(任意)	○伝統技術活用（手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺、木製建具）の仕事量を確保。					◎	○	○	○
	○県内住宅フェア等において、県産品、地場産業（和紙、家具、造園等）との連携・コラボレートなどオリジナリティを付加。					◎	○	○	○
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組（任意）	○県が取り組んでいる県産杉材を活用した耐力壁の活用。	○	○			○	◎	○	○
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組（任意）	○自然・無垢・土に還る材料、とっとりで作られたモノ、エネルギー消費量の削減に寄与するモノの3つの基準のいずれかを満たす仕上げを採用。					◎	○		
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組（任意）	○H24年度県の委託事業により、県産材を活用した3タイプの仮設住宅開発、その実施設計及び供給体制の検討を実施。	○	○	○	○	◎	○	○	○
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組（任意）	○施主、施工者及び設計者等を対象にした構造現場見学会等を開催し、会員による技術指導の実施。					○	◎		

5. 平成24年度における地域型住宅の供給予定戸数等（必須）	地域型住宅の供給予定戸数 39 戸	うち長期優良住宅 39 戸	（左記の根拠、様式2－1－1に記載した実績との関係等）本補助金及び県補助金の活用により、長期優良住宅の受注に集中的に取り組むこととし、1事業者当たりの長期優良住宅の供給予定戸数は、平成23年度長期優良住宅建設実績のある工務店の平均建設戸数（切り上げ）3件と設定。
	地域型住宅による地域材使用予定 780 ㎥	うち長期優良住宅分 780 ㎥	（左記の根拠、様式2－1－1に記載した実績との関係等）地域型住宅には戸当たり20㎥以上の鳥取県産杉規格材を使用することとしていることから先の地域材使用予定量を設定。
6. 地域材使用に充当する他の補助金の名称・概要。他の補助金を充当しない場合は「なし」と記載（必須）	補助金の名称：環境にやさしい木の住まい助成事業（鳥取県） 概要：「県産材活用住宅」を建設・購入される方に対して、県産材の使用状況に応じた助成。また伝統的な職人技術を活用した「伝統技術住宅」や一定の環境性能を満たす「環境配慮住宅」について、さらに上乗せ。 補助額：「県産材活用住宅」助成58万円／戸、「伝統技術住宅」助成15万円／戸、「環境配慮住宅」助成17万円／戸		
7. 当提案が採択された場合の、各工務店毎の、補助対象戸数の配分ルール（必須）	○補助事業への参加を希望する工務店全社に最低1戸を配分し、その上で、これまで長期優良住宅への取組実績が少ない工務店や受注が確実視されている工務店等に優先的に配分していく。		

注1）箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。
注2）4の(4)～(8)の欄については、具体的取組がある場合に記載してください（その他の欄は、必ず記載）。
注3）業種毎の役割分担については、様式2－1－1の業種分類に従って各取組を担う主たる業種に◎、関連して担う業種に○を記載してください。
注4）行が不足する場合は、適宜追加してください。また、不要な行を削除し、できるだけ1枚に収めてください。

＜地域型住宅の生産体制による具体的取組に関する補足説明＞　　＜様式 4-2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）鳥取エコハウスプロダクト住宅[SITE]（サイト）		（地域型住宅供給対象地域）鳥取県全域
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）鳥取エコハウス推進協議会		（結成年月）平成23年5月31日設立
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）鳥取県産規格材	（産地）鳥取県智頭町、若桜町	（認証制度等）鳥取県産材産地証明制度

4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担についての説明（必須）

具体的取組	対象者						
	会員	潜在ユーザー	顕在ユーザー				
			構想～設計	設計～契約	着工～完了	完了～入居	入居～維持管理
（1）地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組（必須） ○　規格住宅開発部会 ルールブックに規定する内部検査体制及び第３者機関による外部体制を構築	会員知識や技術向上のための研修会	事務局及び設計者による住まいづくり	建設費等の透明化	内部検査員、第３者機関による審査・検査 エンドユーザー等に構造現場見学会等を開催	中間検査及び完了検査の実施		
（2）地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組（必須） ○　認証・表示・普及部会 同上（１）に同じ					定期点検の実施 （維持管理及び点検方法等の説明）		
（3）地域型住宅の普及を促進するための具体的取組（必須） ○　幹事会（各部会） 有効で効率的な広報・広告活動システムを構築し、広く活動を展開	ホームページ、パンフレット及び県内の住宅フェア等による活動	住まいづくり相談			エンドユーザー等を対象に見学会を開催		
（4）地域の住宅生産技術の継承及び人材育成に関する具体的取組 ○　認証・表示・普及部会 外部講師等による、木造に関する構造勉強会等を定期に開催する体制の構築	会員を対象にした研修会						
（5）新しい生産技術の導入に関する具体的取組 ○　県産木材規格化部会 県農林部局と連携して県産材需要拡大に係る新生産技術に関する各種研究及び指導	会員を対象にした研修会						

注1）地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。
注2）原則として、1枚に収めてください。

（様式2）

地域型住宅ブランド化事業　計画変更申請

グループ構成員の追加申請

グループ番号	01－0038－0285	グループ名称	鳥取エコハウス推進協議会

追加構成員リスト

県番号	No	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	被災地	平成23年(1月～12月)実績	
Ⅰ．原木供給								地域材(丸太)供給量(㎥)	
	Ⅰ－1								㎥
	Ⅰ－2								㎥
	Ⅰ－3								㎥
	Ⅰ－4								㎥
	Ⅰ－5								㎥
Ⅱ．製材・集成材製造・合板製造								生産量	うち該当地域材
	Ⅱ－1							㎥	㎥
	Ⅱ－2							㎥	㎥
	Ⅱ－3							㎥	㎥
	Ⅱ－4							㎥	㎥
	Ⅱ－5							㎥	㎥
Ⅲ．建材(木材)流通								木材供給量	うち該当地域材
	Ⅲ－1							㎥	㎥
	Ⅲ－2							㎥	㎥
	Ⅲ－3							㎥	㎥
	Ⅲ－4							㎥	㎥
	Ⅲ－5							㎥	㎥
Ⅳ．プレカット								プレカット戸数	うち長期優良住宅
31	Ⅳ－1	(協)智頭木材ハウス産業	中村　正直	689-1402	鳥取県八頭郡智頭町智頭2682-7	0858-75-1121		166 戸	0 戸
	Ⅳ－2							戸	戸
	Ⅳ－3							戸	戸
	Ⅳ－4							戸	戸
	Ⅳ－5							戸	戸
Ⅴ．設計								木造住宅設計戸数	うち長期優良住宅
	Ⅴ－1							戸	戸
	Ⅴ－2							戸	戸
	Ⅴ－3							戸	戸
	Ⅴ－4							戸	戸
	Ⅴ－5							戸	戸
Ⅵ．施工								元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅	
								平成23年実績	直近3年平均	平成23年実績	直近3年平均
	Ⅵ－1							戸	戸	戸	戸
	Ⅵ－2							戸	戸	戸	戸
	Ⅵ－3							戸	戸	戸	戸
	Ⅵ－4							戸	戸	戸	戸
	Ⅵ－5							戸	戸	戸	戸
Ⅶ．その他(　　)									
	Ⅶ－1								
	Ⅶ－2								
	Ⅶ－3								
	Ⅶ－4								
Ⅷ．その他(　　)									
	Ⅷ－1								
	Ⅷ－2								
	Ⅷ－3								
	Ⅷ－4								

■記載上の注意

注1)　グループNoの欄は、「グループ採択要件のお知らせ」記載のグループ番号を記入してください。(例:01-0XXX-0$$$)

注2)　事業者名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号は、「追加構成員の実態が確認できる書類」に記載の内容を正確に転記してください。

注3)　県番号の欄は、「県番号」のシートを参照して入力してください。

注4)　郵便番号は、半角文字で、ハイフォン付きで入力してください。(例:000-0000)

注5)　電話番号は、半角文字でハイフォンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)

注6)　「被災地」の欄については、「Ⅵ施工」の事業者について、主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。参照:内閣府HP(http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html)

注7)　Ⅵ．施工については、所在地は本社の情報、実績の戸数については、支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

注8)　複数の業者がある場合、業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、平成23年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

注9)　Ⅰ～Ⅵ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅶその他以降に記載してください。(　　)内に業種名を記入ください。

注10)　行が不足する場合は、行末に追加して下さい。

注11)　この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

（様式６）

地域型住宅ブランド化事業　計画変更申請

グループ構成員・グループ事務局の登録情報の変更申請

グループ番号	0	1	—	0	0	3	8	—	0	2	8	5
グループ名称	鳥取県エコハウス推進協議会											

変更の内容（グループ事務局）

変更項目	変更前	変更後
担当者名	会長　森本　博美	北村　典子
電話番号		
FAX 番号		
E-mail	morimoto@aba-tori.or.jp	info@tottori-site.com
所在地		
会社名称（屋号）		

変更の内容（グループ構成員）

No		事業者名	
変更項目	変更前		変更後
事業者名			
代表者名			
郵便番号			
所在地			
電話番号			

No		事業者名	
変更項目	変更前		変更後
事業者名			
代表者名			
郵便番号			
所在地			
電話番号			